

6. 管理費等の滞納措置に関する細則

スぺリア佐屋管理組合管理規約に基づき「管理費等の滞納措置に関する細則」を次の通り定める。

(管理費等)

第1条 管理費等とは、「管理費」「修繕積立金」「駐車場使用料」「専用庭（駐車場含む）使用料」「トランクルーム使用料」「水道使用料」「自転車置場登録料及び使用料」「集会室使用料」「コミュニティ費」「地上波デジタル放送対策費及び電波障害対策費」「その他、総会で決議する使用料及び特別徴収金」とする。

(納入方法)

第2条 管理費等の納入は次のように行う。

- 一 請求書の金額を一括して納入する。
- 二 滞納分がある場合に納入した場合は、古い月の管理費等から処理を行う。
- 三 管理費等の納入は、いちい信用金庫佐屋支店に各自が開設した口座から管理組合の口座へ指定の期日に自動振込みを行い、振込み手数料は管理組合の負担とする
- 四 前号以外の方法での振り込み手数料は振込者の負担とする。
- 五 第三号以外の方法で振り込んだ場合は振込証明書を管理組合に提示すること。
- 六 月始めから5日までに振込んだ場合も振込証明書を管理組合に提示すること。

(滞納措置)

第3条 管理費等を滞納の場合は、次の措置を行うものとする。

1ヶ月の滞納	・車庫証明を発行しない。
2ヶ月分及び連続3ヶ月の滞納者	・氏名、滞納内容を公表し、給水停止を行う。 ・駐車場契約者は自動的に解約となり、保証金は滞納分と相殺する。 ・自転車等の登録を抹消する。 ・集会室の使用申請を受け付けない。

- 2 第1項の措置は、毎月発行する管理費等の請求書を該当住戸の新聞受けに届ける以外に、再請求や他の通知を行わなくても実行できるものとする。
- 3 給水停止措置を受けた住戸は、管理員の勤務時間内に限り必要最小限の給水を共用水栓から供給を受けることができる。

(管理費等の延納)

第4条 組合員または代理納付占有者は管理費等を指定の期日までに納入できない場合は、その理由及び納入計画を記した書類を理事長に提出し、許可を得た場合は延納することができる。理事長が延納をみとめた場合は滞納措置を行わないものとする。ただし、延納期間は原則として3ヶ月とし延納申請は1年間に1回限りとする。又、理事長は延納許可後に売却、又は競売になった場合は延納申請を取り消すことができる。

(遅延損害金)

第5条 管理費等を指定の期日までに納入しなかった住戸に対して、管理組合は滞納者に遅延損害金を請求することができる。

- 2 管理費等の滞納が短期間の場合は遅延損害金を免除することができる。

(督促費用等の請求等)

第6条 滞納督促等に要した経費及び弁護士費用を滞納者に請求することができる。

(細則の改廃)

第7条 この細則の改廃は、総会出席者の過半数で決する。

(発効)

第8条 この細則は、平成14年4月21日より発効する。

平成16年(2004)	3月28日	一部変更
平成17年(2005)	3月26日	一部変更
平成20年(2008)	3月30日	一部変更
平成30年(2018)	3月25日	一部変更
平成31年(2019)	3月24日	一部変更